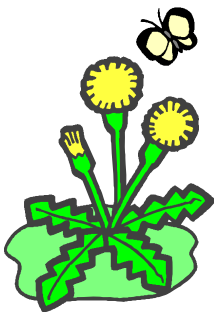


# 労働者の権利・女性の権利のために闘う

本田さとえさん

# 「労働裁判報告会」

原告 本田さとえさんが 受けたパワーハラスメントとは？ その被害から提訴までの経緯や裁判の経過、今の思いを語ります。



**と き** 2008年3月27日(木) 19時～  
**と ころ** 大分市アートフラザ研修室

大分市荷揚町3番31号(市役所・文化会館となり)  
Tel 097-538-5000 駐車場は市役所西側駐車場へ

去る1月25日「被告の言動はパワーハラスメントそのもの…」と大分地裁判決。被告(パワハラ加害者)は法律の専門家である弁護士だったということもあり、この不当解雇のニュースが全国を駆け回り、驚いた方も多と思います。あきらめない、ひるまない、つながっていく…本田さんの闘いは、大分県に新たな風を起こしています。この度、全国から注目されているこの労働裁判についての報告会を開催することになりました。労働者が安心・安全に働く権利をまもりたいと願うみなさん、人権を考える市民のみなさん、どうぞお誘い合わせの上、ご参加下さい。

## 本田さとえさんを支援する会

会長 後藤みか

連絡先 大分市佐賀関2204

Tel 090-2585-5290

## 「パワハラ、解雇は無効」

大分地裁 弁護士に賠償命令

県弁護士会の河野聡弁護士が代表取締役を務める不動産管理会社から解雇通知を受けた元女性職員が、同社に解雇無効と慰謝料などを求めた訴訟

野藤一裁判官は「(弁護士)の行為はパワハラ」と判

断。解雇を無効とし、慰謝料五十万円などの支払いを命じた。被告は控訴する。

訴えたのは大分市のキヤリアカウンセラー、本田聡栄さん(仮名)。判決に

大分合同新聞1月25日夕刊

などを理由に、書面で解雇を通告した。

会社側は「被告は会社の業務指示に対する不満から、勤務継続の意思がないことを明らかにしたので解雇した」などと主張していた。

神野裁判官は「正当な解雇理由がないのに、自宅待機を命じてわずか二週間足らずで解雇に突き進んだ」と解雇権の乱用と判断した。

判決について、本田さんは「被告は専門家なのに法律の解釈を間違えている。ほかの労働者のハラスメントの予防になる判決」などと話した。

河野弁護士は「解雇してくれ」というので解雇しただけ。世間知らずの判決だとコメントした。

